

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和 45 年神奈川県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 7 条第 8 項」を「第 7 条第 9 項」に改める。

第 2 条第 14 号の 3 を削る。

第 7 条第 5 項中「種別割」の次に「に係る徴収金」を加え、「用いて納付」を「用いて納付し、」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 第 1 項から第 5 項までの規定によるほか、個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により知事が指定した者（以下この項において「指定納付受託者」という。）が納税義務者から納付の委託を受けたときは、当該指定納付受託者に納付させることができる。

第 7 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 第 1 項から第 5 項まで及び前項の規定によるほか、第 5 項の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第 747 条の 8 第 1 項の規定により地方税共同機構が指定した者（以下この項において「機構指定納付受託者」という。）が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。

別表第 2 の 20 の 3 の項を削る。

別表第 4 の 4 の 3 の項を削り、同表の 35 の項中

「

自動車税種別割納税証明書（納付済通知書用）	第 50 号様式の 2
自動車税種別割納税証明書（催告用）	第 50 号様式の 3

を

」

「

自動車税種別割納税証明書（催告用） 第50号様式の2

に、

」

「第50号様式の4」を「第50号様式の3」に改め、同表の58の項中「第25条第2項」を「第25条第4項」に改める。

第9号様式の3（裏）、第9号様式の4及び第9号様式の6中

「

神奈川県収納代理金融機関 を

」

「

神奈川県収納代理金融機関

全国の地方税統一QRコード対応金融機関 に改める。

」

第13号様式の3及び第13号様式の4を削る。

第15号様式の2（表）中「神奈川県収納代理金融機関」の次に「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

第45号様式中備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

- 1 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

第45号様式の2中備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

- 1 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

第50号様式の2を削り、第50号様式の3を第50号様式の2とし、第50号様式の4を第50号様式の3とする。

第61号様式の2及び第61号様式の3中「連結して」を「通算して」に改める。

第62号様式（表）中

「

県民税の特定寄附金税額控除額			
----------------	--	--	--

を

」

「

県民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			

に改める。

」

第 63 号 様 式 中

「

外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	
	道 府 県 民 税 分	円
	市 町 村 民 税 分	
	(個別) 控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	
	道 府 県 民 税 分	円
	市 町 村 民 税 分	
	補正後の従業者数の総数	
	道 府 県 民 税 分	人
	市 町 村 民 税 分	

を

」

「

外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	税額控除超過額相当額の加算額の総額	
	道 府 県 民 税 分	円
	市 町 村 民 税 分	
	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	
	道 府 県 民 税 分	円
	市 町 村 民 税 分	
	(個別) 控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	
	道 府 県 民 税 分	円
	市 町 村 民 税 分	
	補正後の従業者数の総数	
道 府 県 民 税 分	人	
市 町 村 民 税 分		

に改める。

第 65 号 様 式 中

「

外国の法人税等の額の控除額 (市町村民税分)	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	円
	(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	
	補正後の従業者数の総数	人

を

」

「

外国の法人税等の額の控除額 (市町村民税分)	税額控除超過額相当額の加算額の総額	円
	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	
	(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	
	補正後の従業者数の総数	人

に改める。

」

第 67 号 様 式 (表) 中 「 神 奈 川 県 収 納 代 理 金 融 機 関 」 の 次 に 「 、 全 国 の 地 方 税 統 一 Q R コ ー ド 対 応 金 融 機 関 」 を 加 え る 。

第 75 号 様 式 (表) 中

「

神 奈 川 県 収 納 代 理 金 融 機 関

を

」

「

神 奈 川 県 収 納 代 理 金 融 機 関

全 国 の 地 方 税 統 一 Q R コ ー ド 対 応 金 融 機 関 に 改 め る 。

」

第 77 号 様 式 (表) 中

「

建物の区分所有に関する明細書

を

」

「

建物の区分所有に関する明細書

年 月 日

神 奈 川 県

県 税 事 務 所 長 殿

郵 便 番 号

住 (居) 所 又 は 所 在 地

(ふ り が な)

氏 名 又 は 法 人 名 及 び

代 表 者 氏 名

個 人 番 号 又 は 法 人 番 号

に

電 話 番 号

次のとおり地方税法第73条の2第4項から第6項までの規定により不動産取得税を課される家屋を取得したので、明細書を提出します。

改め、同様式（表）の備考を削り、同様式（裏）に備考として次のように加える。

備考 1 平面図を添えてください。

2 建物の区分所有等に関する法律第30条に規定する規約がある場合には、その規約の写しを添えてください。

第79号様式の2及び第80号様式中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第132号様式（裏）中

「

神奈川県収納代理金融機関 を

」

「

神奈川県収納代理金融機関 に改める。
全国の地方税統一QRコード対応金融機関

」

第132号様式の4（表）中「及び神奈川県収納代理金融機関」を「、神奈川県収納代理金融機関及び全国の地方税統一QRコード対応金融機関」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第14号の3を削る改正規定及び第7条第5項の改正規定、別表第2の20の3の項を削る改正規定並びに第45号様式、第45号様式の2、第61号様式の2、第61号様式の3、第79号様式の2及び第80号様式の改正規定は、公布の日から施行する。